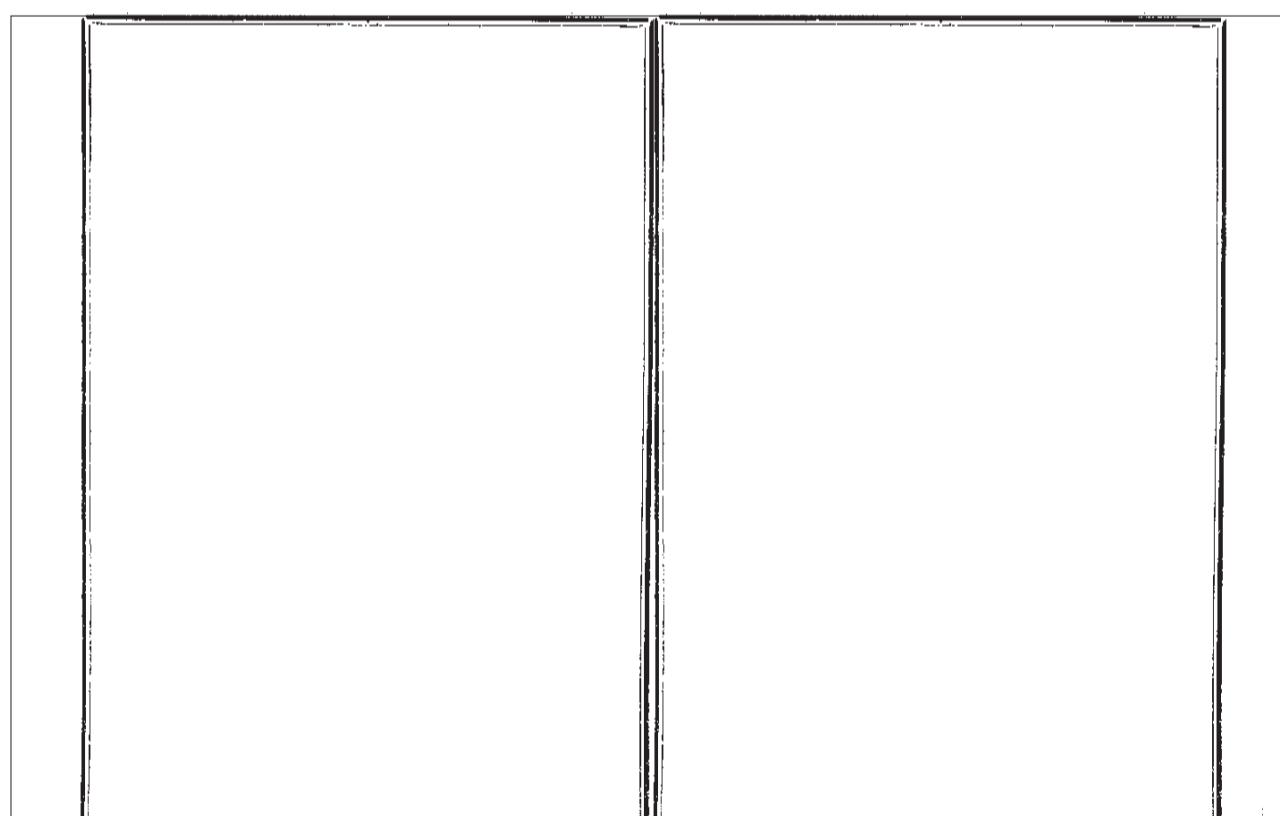
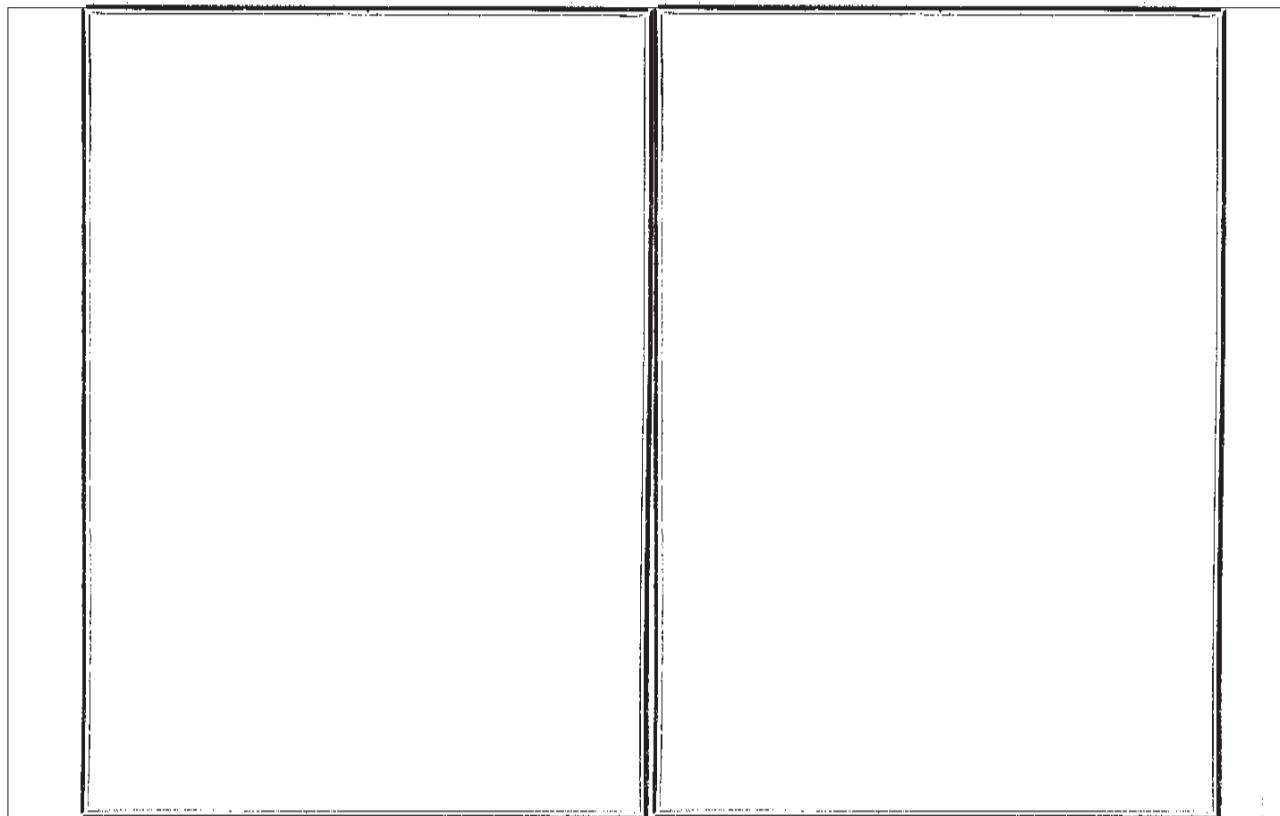


大正五年民團事務報告書

附
民團財產明細書

天津居留民團



大正五年民團事務報告書目次

第一庶務部

- 三、課金法調査會委員
四、諸規則の制定及改正
五、個人所有地理立標準
六、豫定道路位置及幅員の變更
七、官地無料使用許可
八、官有地拂下稟請
九、開墾起債に關する認可申請
一〇、商業會議所補助繼續
一一、無名街の命名
一二、不用道路の拂下と土地貸下
一三、立太子式奉祝と祝電
一四、大和街道布設認可
一五、招魂祭執行

三二二二二二一九九九八二〇一

第一財務部

- 第一 財務部 三一
一、出納検査
二、豫備費支出
三、人力車不足額及水道公司配當金の受領
四、慈善基金の支出
五、橋立街開修工費の徵收
六、諸課金負担者數
七、大正五年度居留民團歲入出豫算
八、大正五年度居留民團歲入出追加豫算
九、大正五年度特別會計天津神社建築費歲入出
一〇、官有地拂下代金支出年度割額

第三 學務部 四九
一、天津小學校
二、日本圖書館

大正五年民团事务报告书

目次

(第四) 土木部

四、水道共用拴用メートル
五、道路埋立工事
六、下水溝延長と修繕
七、撒水區域の擴張
八、道路の補修
九、街樹の補植
一〇、大和公園

- 二、新道築造工事
 三、秋山街下水溝擴張費の負担
 四、水道共用栓用メートル
 五、道路埋立工事
 六、下水溝延長と修繕
 七、撒水區域の擴張
 八、道路の補修
 九、街樹の補植
 一〇、大和公園

(第五) 簡 十 生 部

 - 一、傳染病患者
 - 二、傳染病室の開設
 - 三、清潔施行
 - 四、種痘の施行
 - 五、野犬捕殺

五六五七五七五七五七五九五九五九五九五八五八五八五八六一六二六三六四六五六五六五

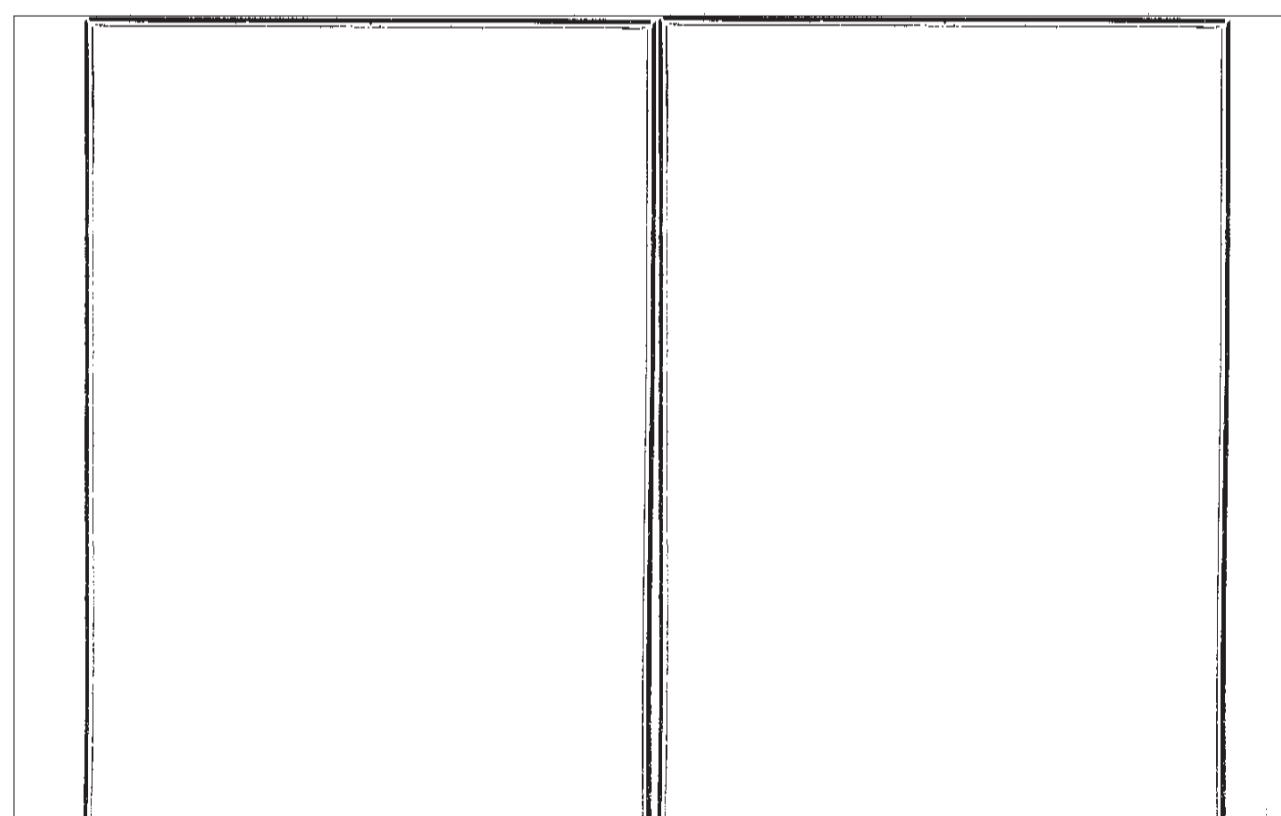
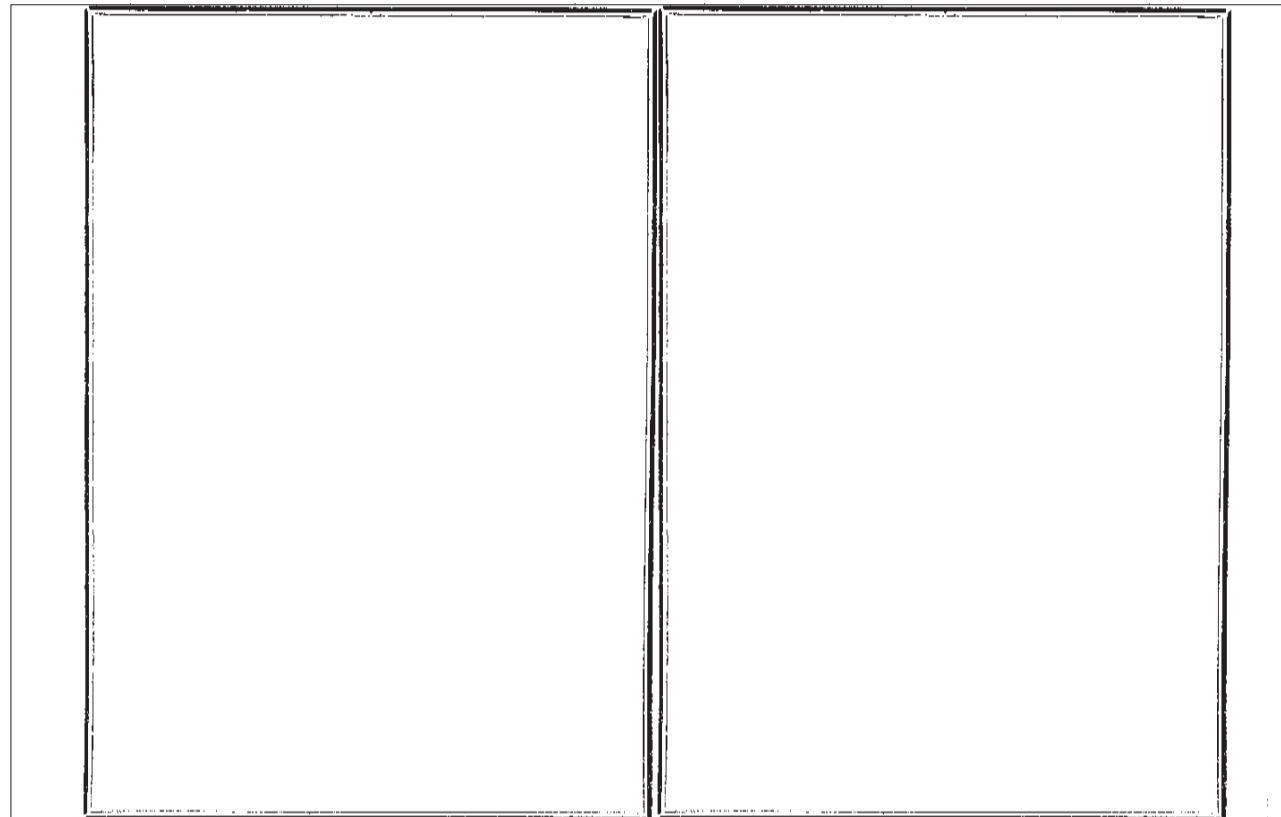
附

六、傳染病室の改修
七、水道水の検査
八、水道給水量

附 錄

傳染病室の改築 水道水の検査 水道給水量

3



天津居留民團事務報告

明治四十年九月九日領事館合特第一號第十九條の規定に遵ひ大正五年一月より同十二月に至る一ヶ年間の本民團事務の概要を報告すること左の如し

第一庶務部

(一) 行政委員

昨年三月改選の行政委員は本年三月二十三日開會の居留民會に於て改選せられ其後二名辭任者ありたり今本年中に於ける議長議長代理人、會計主任及行政委員豫備行政委員等を舉くれば左の如し

(1)

(2)

(3)

行政委員會執務章程第十一條の規定に依り本年中委員の事務を分担せること左の如し

富成	一二	全上
吉田房次郎	元藏吉	大正五年三月就任
山村太郎	西村得太郎	全上
福本順三郎	橋本信一	全上
原田俊三郎	小島楠吉	大正五年三月當選、大正五年八月歸朝
福本順三郎	原田俊三郎	全上
鄭永昌	沖田介次郎	全上
西本茂吉	西本茂吉	大正四年四月より大正五年三月迄

十一

<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、河合氏報酬の件 一、大正五年度營業課金負担等級決定の件 一、大正五年度取得課金負担額決定の件 一、森議長及費岡財源調査委員へ見舞品贈呈の件 一、黒澤理事調査懲託手當支給の件 一、黒澤理事請暇歸朝許可の件 一、商業會議所補助繼續請願の件 一、圖書館許議員選定の件 	<p>(5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">大村得太郎</th> <th style="text-align: left;">全上</th> <th style="text-align: left;">衛生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤田語郎</td> <td>大正四年四月より大正五年三月迄</td> <td>小貫慶治</td> </tr> <tr> <td>吉田房次郎</td> <td>大正四年十二月より大正五年三月迄 (兼務)</td> <td>富成一二</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大正五年四月より</td> <td>橋本信一</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>全上</td> </tr> </tbody> </table> <p>本年中に於ける行政委員會開會數は二十回にして外に特別委員會一同、同覽決議十回 なり其決議事項左の如し</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、松村訓導傷痍手當支給の件 一、河合氏報酬の件 	大村得太郎	全上	衛生	藤田語郎	大正四年四月より大正五年三月迄	小貫慶治	吉田房次郎	大正四年十二月より大正五年三月迄 (兼務)	富成一二		大正五年四月より	橋本信一			全上
大村得太郎	全上	衛生														
藤田語郎	大正四年四月より大正五年三月迄	小貫慶治														
吉田房次郎	大正四年十二月より大正五年三月迄 (兼務)	富成一二														
	大正五年四月より	橋本信一														
		全上														

<p>(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、圖書館規則中改正案 一、租界局休日中改正案 一、天津尋常高等小學校舉則中改正案 一、大正三年度民團歲入出決算報告の件 一、大正三年度民團事務所、公會堂、圖書館附屬家屋建設工費特別會計歲入出 一、大正四年度全上決算報告の件 一、新道開修工費特別會計歲入出決算報告の件 一、新基金決算報告の件 一、大正五年度民團歲入出總豫算案 一、臨時傳染病室開始の件 一、民會議員名簿登録の件 一、天津神社建築工費特別會計條例案 一、大正五年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算案 一、醫街、扶桑街開修工費徵收に關する件 一、新道開修工費特別會計條例中改正案 一、家庭調查報酬の件 	<p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、巡捕俸給規則中改正案 一、巡捕賄金規則中改正案 一、土木使用人夫賃增額の件 一、胡同貸下の件 一、課金法調查會條例案 一、橋立街開修工費徵收規則案 一、役員互選の件 一、事務分担の件 一、新規營業課金負擔等級決定の件 一、新規取得課金負擔額決定の件 一、雇員增加の件 一、松村訓導手當支給の件 一、大塚雇員手當増額の件 一、津村訓導勞金支給の件 一、下水溝築造及修繕の件 一、水道地下ノートル設置の件 一、大塚雇員手當増額の件 一、津村訓導勞金支給の件 一、下水溝築造の件 一、新規營業課金負擔等級決定の件 一、新規取得課金負擔額決定の件 一、湯屋排水土管埋設願の件 一、飯下水溝築造の件 一、田村軍病院長及曰井藥劑官謝意表彰の件 一、臨時傳染病室開始の件 一、豫定道路位置變更の件 一、小學校教員教育觀察に派遣の件 一、芙蓉街以南豫定道路幅員變更の件 一、大和公園入園者制限の件 一、新規取得課金負擔額決定の件 一、豫備費支出認可申請の件 一、官有地拂下に關する件 一、官地無料借用繼續願の件 一、商業會議所事務室增加貸與に關する件 一、胡同拂下出願の件 一、民團所有地貸下出願の件
--	--

(10)

(9)

- 一、秋山街管理設に關する道路使用料免除出願の件
 二、赤山技師大連派遣の件
 三、小學校教員宿金壁修繕の件
 四、水道料金減額願の件
 五、津村訓導増俸の件
 六、新規營業課金負担等級決定の件
 七、新規取得課金負担額決定の件
 八、新規種課金負担等級決定の件
 九、立太子式典奉祝に關する件
 十、立太子式御舉行に對し祝電奉呈の件
 十一、福山前行政委員會議長謝意表彰の件
 十二、臨時傳染病室開始の件
 十三、議長互選の件
 十四、兒童運動場建設寄附金處理の件
 十五、營業課金條例中改正案
 十六、取得課金條例中改正案
 十七、家屋課金條例案
 十八、土地課金條例案
 十九、團債起債の件
 二十、吏員昇給の件
 二十一、小學校教員昇給の件
 二十二、臨時雇員採用の件
 二十三、會計主任代理者選定の件
 二十四、民間吏員及雇員並に小學校職員年未慰勞の件
 二十五、巡捕年末慰勞の件
 二十六、以上は行政委員會決議事項の重なるものにして事務上に關する協議又は議決したる事項尠からざるもの茲に省略す
 (二) 出納検査委員
 大正五年三月二十三日開會の居留民會に於て選舉したる出納検査委員は左の如し
 乙竹茂郎、野澤三郎、中山秀一
- (三) 課金法調査會委員
- 課金法調査會條例第三條の規定に依り本年三月開會の居留民會に於て議員側より選舉されたる委員及行政委員側より選舉されたる委員は鈴木敬親、西本茂吉、大村得太郎、山元藏吉、橋本信一、原田俊三郎、福本順三郎、小島楠吉、川西豐藏、沖田介次郎の十名にして四月十八日第一回委員會開會、會長及副會長の互選を行ひ會長に大村得太

本年中居留民會及行政委員會に於て議決し總領事の認可を得て發布したるもの左の如し

(一) 大日本租界局執務時間並に休日中改正の件
 郎副會長に原田俊三郎當選次て七月四日、十一月二十日、十二月九日の三回委員會を開き調査研究の結果現行課金法中營業課金條例及取得課金條例中改正を加へ又新に家屋課金條例並に土地課金條例を設け之を行政委員會に報告せり

(四) 諸規則の制定及改正

大日本租界局執務時間並に休日中改正の件
 一、租界局休日中第四項「清曆一月一日より同三日迄」あるを「陰曆正月元日」と改む
 第四項の次に左の一項を加ふ

十月靖國神社祭禮日

(二) 日本圖書館規則中改正の件
 日本圖書館規則中改正の件
 一、日本圖書館規則第二條中「當分日本俱樂部に設置す」あるを「大和公園内に設置す」と改む

(三) 同第七條
 「評議員三名」とあるを「評議員五名」と改む
 (ハ) 巡捕俸給規則中改正の件
 一、第一條、第二條を左の通り改む

第一條 巡捕の月俸を別て特別俸及左の十級とす
 特別俸 二十弗以内 一級俸 十七弗
 二級俸 十三弗 三級俸 十四弗
 四級俸 十一弗 五級俸 十二弗
 六級俸 九弗 六級俸 十弗
 八級俸 七弗 七級俸 八弗
 十級俸 七弗

巡捕俸給規則中左の通り改む
 一、第一條、第二條を左の通り改む
 第二條 新に巡捕を命ぜられたる者の月俸は十級俸とす
 二、第三條第一項各號を左の通り改む
 十級俸の者 補滿三ヶ月
 六級俸以下の者 補滿一年
 二級俸以下の者 補滿一年
 一級俸の者 補滿一年

<p>(18)</p> <p>二、附則を左の通り改む</p> <p>本條例は大正六年四月一日より施行す</p> <p>(フ) 家屋課金條例</p> <p>本條例は天津日本專管居留地の地域内に於ける建物に對し之を適用す</p> <p>第二條 家屋倉庫其他の建物に對し査定貨價價格の百分の二を所有者に賦課す</p> <p>第三條 前條の建物にして現に使用收益せざるものは所有者の届出に依り課金を半減することを得</p> <p>第四條 前二條の査定並に一切の建物にして賃貸を爲さず所有者自ら使用するもの課金率は第二條に準し行政委員會に於て其價格を査定す</p> <p>第五條 計業課金條例第三條取得課金條例第五條、第六條、第七條及土地課金條例第五條の規定は本條例に之を準用す</p>	<p>(17)</p> <p>附則</p> <p>本條例第二條乃至第四條の届出に關しては大正六年に限り一月三十一日を期限とし課金徵收に關しては大正六年四月一日より之を施行す</p> <p>(ワ) 土地課金條例</p> <p>但道路開修後は千分の五を賦課す</p> <p>第三條 前條の地價は行政委員會に於て之を評價決定す</p> <p>第四條 家屋課金賦課の土地に對しては本條例を適用せず</p> <p>第五條 天津日本總領事館又は行政委員會に於て公認したる公益の爲めに使用する土地又は特種の事由に依り行政委員會に於て必要と認めたる土地に對しては課金を免除することを得</p> <p>第六條 取得課金條例第五條第六條及第七條の規定は本條例に之を準用す</p> <p>本條例は大正六年四月一日より施行す</p> <p>(五) 個人所有地理立標準</p> <p>租界内個人所有地理立方に關しては去る大正三年四月二日附を以て本民團より總領事館へ申請の上花園道路面より一尺高に埋立つる標準なりしも租界内下水疊通の關係上芙蓉街以西の個人所有地理立標準尺を海拔(塘沽バーの水点を標準とする)三呎と爲すことに總領事館に申請の上決定し同時に埋立者の便宜を圖り豫定道路の中央に標準石を建設せり</p>
--	---

<p>(20)</p> <p>(六) 豫定道路位置及幅員の變更</p> <p>租界内芙蓉街以西海光寺堤防間に於ける豫定道路位置は去る明治四十二年設定し爾來之を變更せざる方針なりしも該豫定道路に沿ひ家屋を建築するときは銳角の場所多く建築上頗る困難なるを認めたるこ且つ市街の休裁にも影響するを以て實測の上豫定道路の道幅を七間に其他を五間に改め更に宮島街に接續の豫定道路幅を七間と爲すことに決定し其旨總領事館へ具申せり</p> <p>(七) 官地無料使用許可</p> <p>本條例第二條乃至第四條の届出に關しては大正六年に限り一月三十一日を期限とし課金徵收に關しては大正六年四月一日より之を施行す</p> <p>(八) 官有地拂下稟請</p> <p>官有地拂下に付稟請</p> <p>多年の懸案たりし官有地拂下問題は居留地發展に伴ふ民團諸經費の膨脹に連れ速かに去る大正二年九月より向ふ三ヶ月内に官有地拂下出願の運びに至れりこれを解決し以て民團財政の確立を計るの必要を認め本年七月二十六日開會の行政委員會に於て拂下の方法を決定し次て松平總領事歸朝の際當居留地の現狀及民團財政状態等を政府當局者に陳情方を委託したるに同總領事の格別なる盡力に依り政府當局者に於ても充分本民團の實情を諒恕するに至り又同總領事より此際至急請願するの好時機なるべしとの注意に依り本年十二月十六日臨時居留民會を開き官有地拂下に關する條件及之れか財源等に就き審議協賛を経て同月二十日附左記の通り總領事館へ稟請せしもの迄未だ決済せしものに就き同總領事は即ち本年八月三十日附許可を得たり願し同月二十一日附許可を得たり</p>	<p>(19)</p> <p>b</p> <p>當居留民團の財政は逐年膨脹し租界發展に伴ふ自然の増收を以て其支出を償ふ能はす時に課金率を改定して歲入增收を圖り今日に及び候處支那第一次革命勃發以來支那人の我居留民地内へ移住する者頗る增加し數年ならずして未拂下官有地の全部貸下を了せられたる外客年秋季より本秋に至り官有地に隣接せる部分其他の池沼續々埋立てられ既に家屋の新築を了したるもの亦不妙明年に於ては更に其以南に於ける池沼埋立の計畫あり愈は我が實行の曉には我居留地内更に一点の窪地なきに至り漸次家屋の新築あるべく隨て是等發展に伴ふ民團當然の施設として最も急なる道路下水道の築造は一時を竣す可からざる現狀に有之其他避病院の新築小學校の新築等各般の施設を以ては其費用を計上する時は意外の巨額に上り租界發展に伴ひ諸税の自然增收は當然豫期され候得共約十年間に於ける租界發展に伴ひ自然增收より之を打算する時は前後諸施設費の支拂に到底充分ならず本年度に於ては新に課金法調査會を設け從來の課金率改定並に新稅源の調査を行ひ增收を得る見込なるも是のみにては尙各般の施設費用を支</p>
---	---

辦し得る見込相立兼當居留民團の前途誠に憂慮に不耐次第に有之此際多年懸案
と相或居候官有地の拂下を受け本民團の基本財産とし永遠の圖を立て鞏固たる
基礎を築き以て確實なる發展を期し度嚮に貴官御歸朝の砌本民團財政の現状今
後の施設等申述官有地拂下の儀格別の御盡力願出候當局者に於ても充分事情
御了承相成候様承り候に付急遽臨時民會の召集を行ひ之を民會に諮り別記條件
を以て官有地拂下出願の事に議決致候間特別の以御詮議御許可相成候様致度左
記書類相添へ此段及稟請候敬具

大正五年十二月廿日

(21) 天津居留民團
行政委員會長 鈴木敬親
在天津總領事 松平恒雄殿
官有地拂下條件 內譯
八十坪
百貳坪四合

一、拂下面積
四萬壹千八百貳拾八坪六合
二、拂下面積
八十八坪
三、拂下面積
百貳坪四合

旭街三角地
朝鮮公館跡
市場敷地
旭街三角地
市場敷地
第九區
第十區
第十一區
第十二區
第十三區
第十四區
第十六區
第十七區
第十八區
合計

(22)

參百六拾九坪零七夕
貳千貳百九拾三坪七合
五千壹百拾參坪八合
六千零七拾坪七合
七千八百八拾坪合
四千九百貳拾四坪五合六夕
參千七百九拾四坪一合七夕
貳千九百貳拾四坪一合七夕
四千壹百貳拾參坪五合四夕
二、拂下價格
金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾貳錢六厘
三、拂下代金上納方法
拂下價格金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾貳錢六厘を十ヶ年賦とし大正六年
十二月より毎年壹回十二月金貳方四千貳百參拾七圓九拾壹錢貳厘宛を
納付し大正拾五年十二月を以て終りとす
(九) 團債起債に關する認可申請

(23) 前記官有地拂下代金に充つる爲め臨時民會に於て拂下代金貳拾四万貳千參百七拾九圓
拾參錢に相當する弗銀の團債を起し之を拂下土地の賃貸料及民團歲入を以て十ヶ年間
に償還することに議決せるを以て横濱正金銀行天津支店に交渉の上右團債を年六分五
厘にて同行より借入ることに決定し本年十二月二十五日左記の通り團債起債の方法
及利率並に償還の方法等につき詳細なる説明書を添付し總領事館へ認可申請書を提出
せり

一、官有地拂下の件
イ、官有地四萬壹千八百貳拾八坪六合を金貳拾四萬貳千參百七拾九圓拾貳錢七厘
を以て拂下を受くること(別表参照)
ロ、拂下土地代金は拂下決定の日より滿十ヶ年間に毎年十分の一宛を納入すると
行より起すこと
三、團債は拂下土地の賃貸料及民團歲入を以て十ヶ年間に償還すること
四、利率は年六分五厘以内なること
五、拂下に關し官廳の命令條件に對する協定其他一切の方法は行政委員會に一任す
ること

(別表)

(24)

地番號	坪數	價格	單價	備考
朝鮮公館跡	八〇〇	三二三〇〇	坪三・七〇	
旭街三角地	一〇二四〇	二、七三、〇〇	坪三・七〇	
市場敷地	三九、〇七	九、七六、三五	坪三・七〇	
第九區	二、三三、〇六	七、六六、〇九	坪三・七〇	
第十區	五、二三、〇六	一、七九、〇九	坪三・七〇	
第十一區	八、六三、〇六	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十二區	六、八三、〇〇	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十三區	五、二九、五〇	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十四區	六、五〇	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十六區	七、八三、〇〇	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十七區	三、九四、一七	一、九四、九一	坪三・七〇	
第十八區	元、〇四、五九	一、九四、九一	坪三・七〇	
合計	二、四〇四	二、四〇四	坪三・七〇	
官有地拂下に付團債起債に關する説明書				
一、官有地四萬壹千八百二十八坪六合の拂下代價還基金として金二十四万二千 三百七十九圓十二錢七厘に相當する弗銀を横濱正金銀行より借入當ること				

<p>(26)</p> <p>理由 償還基金として團債を起すに付は二様の利益を見積りたるものにして (イ) 債還率を一定すること</p> <p>本民團の收支は總て弗銀本位と爲し居れるが故若し金貨勘定の負債を爲し年々之を償還するものとせば金銀爲替相場に變動ある爲め正確なる豫算を編成する能はず故に銀貨の團債を起し之を以て金貨を買入れ債還基金として確實なる本邦銀行に預け入れ其内より年々十分の一宛を外務省に納付せしめ一方本民團は團債の十分の一宛を年々正金銀行に返還するの法を取れば茲に債還率を一定し正確なる豫算の編成を爲し得べし</p> <p>(ロ) 約銀參万七千九百三十二弗二十三仙の利益を見積り得べきこと</p> <p>既往十年間に於ける金銀爲替相場の平均率を見るに大約金貨一圓に對し銀貨一弗十仙内外の程度にありき目下の如き金一圓に對し銀八十五仙の相場を算するは殆んど稀有の事に屬す故に此際仮に金貨一圓に對し銀貨八十五仙の割合を以て交換する可せんか仮令二分の利子差額へ團債は六分五厘の利子を付し債還基金預金には四分五厘の利子を收入し得別表添付第一號参考表)を支拂ふも十ヶ年間には前掲の利益を見るを得べし尚債還基金利子は金貨の昂騰に従ひ利益は益々増大せらるべし試に數字を以て之を表示せんに</p> <p>銀二十万六千二十二弗二十六仙</p> <p>銀二万二千六百六十二弗五十五仙</p> <p>合計銀二十二万八千六百八十四弗八十一仙</p> <p>銀二十六万六千六百十七弗零四仙</p> <p>金二十四万二千三百七十九圓十三錢を平均相場金一圓に付銀一弗十仙の割にて計算せる金額</p> <p>差引銀三万七千九百三十二弗二十三仙</p> <p>二、團債は官有地拂下の許可を得たる時直ち着手すること 三、團債は年利六分五厘にて借入れ當年より十ヶ年賦を以て償還すること 四、團債を以て金貨を買入れ年四分五厘を以て横濱正金銀行に預入ること 五、團債は左記財源に據り之を償還す</p> <p>一、民團歲入 二、拂下を受けたる土地より收入すべき貸地料</p> <p>支 出 の 部 收 支 概 算</p>	<p>(25)</p> <p>金貨預入利子 金貨勘定利子金五万九千九百八十八圓八十三錢を金貨一圓に對し弗銀八十五仙の割にて換算</p> <p>一銀二十二万三千一百三十八弗 一銀五千五百四十六弗八十一仙 民團課金より補充 合計銀二十七万九千六百七十五弗二十一仙也 (別表参照)</p> <p>(別表は之を畧す)</p>
---	--

<p>(28)</p> <p>(一〇) 商業會議所補助繼續</p> <p>天津日本人商業會議所に對し去る大正二年四月一日より三ヶ年間毎年銀七百五十弗を本民團より補助し來り本年三月三十一日限り右補助期間満了の處同所會頭森辯治郎より更に本年四月一日より向三ヶ年間從前の通り補助繼續方請願ありたれば行政委員會に於て審議の結果民團財政の都合上補助年額銀五百弗に減額することに決し次て本年三月開會の第九次通常民會の協賛を經て四月一日より實行せり</p> <p>(一一) 無名街の命名</p> <p>租界内大和街壽街交叉点より起り旭街を横断し南市街(支那街)に至る五間幅新道路を「扶桑街」と又山口街(共立學校角)より起り西南に向ひ壽街旭街を横断して日支境界線に達する五間幅新道路を「橋立街」と命名の旨本年三月七日總領事館より告示せらる</p> <p>(一二) 不用道路の拂下と土地貸下</p> <p>支那街針市西南開東居住支那人王得勝より家屋建築の目的を以て租界内大和街西胡同の一部此坪數九坪四合の拂下方頒出たるに依り調査の結果交通上支障なく且つ永久道路として保有し置くの必要なきものと認め行政委員會に於て一坪につき銀二十弗にて拂下ぐることに決し總領事の認可を得本年十月九日拂下を許可せり又福島街硝子製造業成願新三より昨年六月同人に貸下けたる民團所有地(駐屯軍舊發電所前土地)に接續せる土地二百十七坪三合八夕を家屋建築の目的を以て貸下方頒出たるにつき審議の上義に許可せる貸下條件の外に貸下期間満了の上土地返納の場合現形の儘之を返納すること及條件違背に因り貸下を取消されたる場合は同じこの二條件を加へ一坪につき一ヶ月銀六仙を以て本年十月二十一日より向ふ五ヶ年間貸下を許可す</p> <p>(一三) 立太子式奉祝と祝電</p>	<p>(27)</p> <p>一銀二十万六千零二十二弗二十六仙團債(金貨一圓を弗銀八十五仙を以買)入れ得べきものとして計算す 一銀七万三千六百五十二弗九十五仙 十ヶ年間の利子 合計銀二十七万九千六百七十五弗二十一仙</p> <p>收入の部</p> <p>一銀五万零九百九十九弗四十仙 金貨勘定利子金五万九千九百八十八圓八十三錢を金貨一圓に對し弗銀八十五仙の割にて換算</p> <p>一銀二十二万三千一百三十八弗 十ヶ年間に於ける拂下地料 一銀五千五百四十六弗八十一仙 民團課金より補充 合計銀二十七万九千六百七十五弗二十一仙也 (別表参照)</p> <p>(別表は之を畧す)</p> <p>(一〇) 商業會議所補助繼續</p> <p>天津日本人商業會議所に對し去る大正二年四月一日より三ヶ年間毎年銀七百五十弗を本民團より補助し來り本年三月三十一日限り右補助期間満了の處同所會頭森辯治郎より更に本年四月一日より向三ヶ年間從前の通り補助繼續方請願ありたれば行政委員會に於て審議の結果民團財政の都合上補助年額銀五百弗に減額することに決し次て本年三月開會の第九次通常民會の協賛を經て四月一日より實行せり</p> <p>(一一) 無名街の命名</p> <p>租界内大和街壽街交叉点より起り旭街を横断し南市街(支那街)に至る五間幅新道路を「扶桑街」と又山口街(共立學校角)より起り西南に向ひ壽街旭街を横断して日支境界線に達する五間幅新道路を「橋立街」と命名の旨本年三月七日總領事館より告示せらる</p> <p>(一二) 不用道路の拂下と土地貸下</p> <p>支那街針市西南開東居住支那人王得勝より家屋建築の目的を以て租界内大和街西胡同の一部此坪數九坪四合の拂下方頒出たるに依り調査の結果交通上支障なく且つ永久道路として保有し置くの必要なきものと認め行政委員會に於て一坪につき銀二十弗にて拂下ぐることに決し總領事の認可を得本年十月九日拂下を許可せり又福島街硝子製造業成願新三より昨年六月同人に貸下けたる民團所有地(駐屯軍舊發電所前土地)に接續せる土地二百十七坪三合八夕を家屋建築の目的を以て貸下方頒出たるにつき審議の上義に許可せる貸下條件の外に貸下期間満了の上土地返納の場合現形の儘之を返納すること及條件違背に因り貸下を取消されたる場合は同じこの二條件を加へ一坪につき一ヶ月銀六仙を以て本年十月二十一日より向ふ五ヶ年間貸下を許可す</p> <p>(一三) 立太子式奉祝と祝電</p>
---	---

月一日より實施せり
● ● ● ● ●

(六) 諸課金負担者數

卷之三

(34)

(33)

大正五年民团事务报告书

(36)

13

(28)

(37)

大正五年度居留民團歲入出豫算表										
歲入					歲出					
		本年度豫算額		部	前年度豫算額		印八增減			
科	目	科	目	部	科	目	▲	△	△	
第一款	居留民團課金	二五、六七〇、〇〇	二四、六四二、〇一	印八增減	第二款	雜種課金	一、二〇七、九九	印八增減	第一款	居留民團課金
一、取	得課金	七、五八〇、〇〇	七、七二七、〇一	印八增減	一、取	得課金	一三七、〇一	印八增減	一、取	得課金
二、營	業課金	一八、〇九〇、〇〇	一六、七四五、〇〇	印八增減	二、營	業課金	一九、六六〇、〇〇	印八增減	二、營	業課金
三、遊	遊理課金	一九、六六〇、〇〇	一八、九六四、〇〇	印八增減	三、遊	遊理課金	二二、四八〇、〇〇	印八增減	三、遊	遊理課金
四、飲	料課金	三九、六〇〇、〇〇	二一、〇五六、〇〇	印八增減	四、飲	料課金	二一、〇五六、〇〇	印八增減	四、飲	料課金
五、旅	旅館課金	二〇、六四〇、〇〇	三六〇、〇〇	印八增減	五、旅	旅館課金	六九六、〇〇	印八增減	五、旅	旅館課金
六、湯	湯館課金	一六二、〇〇〇、〇〇	二、一六〇、〇〇	印八增減	六、湯	湯館課金	九一八、〇〇	印八增減	六、湯	湯館課金
七、酌	酌食課金	一六二、〇〇〇、〇〇	一六二、〇〇〇、〇〇	印八增減	七、酌	食課金	二四、〇〇〇、〇〇	印八增減	七、酌	食課金
八、藝	藝妓課金	一六八、〇〇〇、〇〇	一七四、〇〇〇、〇〇	印八增減	八、藝	妓課金	三六、〇〇〇、〇〇	印八增減	八、藝	妓課金
九、摩	摩髮課金	一六八、〇〇〇、〇〇	一二、〇〇〇、〇〇	印八增減	九、摩	髮課金	九六、〇〇〇、〇〇	印八增減	九、摩	髮課金
十、按	遊理課金	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	印八增減	十、按	遊理課金	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	印八增減	十、按	遊理課金

(40)

(39)

科		科		科		科		科		科	
目	歲	目	歲	目	歲	目	歲	目	歲	目	歲
第六款	官有地拂下代金										
一、繩	入										
二、寄	附										
計		計		計		計		計		計	
一、天津神社建築費		一、天津神社建築費		一、天津神社建築費		一、天津神社建築費		一、天津神社建築費		一、天津神社建築費	
金	歲	金	歲	金	歲	金	歲	金	歲	金	歲
豫	出	豫	出	豫	出	豫	出	豫	出	豫	出
算額		算額		算額		算額		算額		算額	
四、一五、一六		四、一五、一六		四、一五、一六		四、一五、一六		四、一五、一六		四、一五、一六	
備		備		備		備		備		備	
考		考		考		考		考		考	
(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額		(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額		(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額		(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額		(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額		(一〇) 官有地拂下代金支出年度割額	
本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる		本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる		本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる		本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる		本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる		本年十二月十六日開會の臨時民會に於て官有地拂下代金支出年度割額を左記の通り議 決せらる	
一金貳拾四万貳千五百圓也		一金貳拾四万貳千五百圓也		一金貳拾四万貳千五百圓也		一金貳拾四万貳千五百圓也		一金貳拾四万貳千五百圓也		一金貳拾四万貳千五百圓也	
金貳万四千貳百五拾圓	内										
大正六年度支出額		大正六年度支出額		大正六年度支出額		大正六年度支出額		大正六年度支出額		大正六年度支出額	
官有地拂下代金買入金		官有地拂下代金買入金		官有地拂下代金買入金		官有地拂下代金買入金		官有地拂下代金買入金		官有地拂下代金買入金	
(八) 大正五年度民團歳入出追加豫算		(九) 大正五年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算									
（八）大正五年度民團歳入出追加豫算		（九）大正五年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算									
合計		合計		合計		合計		合計		合計	
第二款 教育費		第三款 園圃費		第四款 公警備費		第五款 計		第二款 教育費		第三款 園圃費	
一二七五、〇〇		一二〇、〇〇		一二〇、〇〇		一二〇、〇〇		一二七五、〇〇		一二〇、〇〇	
一、七七五、〇〇		一、六七一、〇〇		一、六七一、〇〇		一、六七一、〇〇		一、七七五、〇〇		一、六七一、〇〇	
二六、二九六、七五		二四二、五〇〇、〇〇		二四二、五〇〇、〇〇		二四二、五〇〇、〇〇		二六、二九六、七五		二四二、五〇〇、〇〇	
二三一、七八一、五三		二四二、五〇〇、〇〇		二四二、五〇〇、〇〇		二四二、五〇〇、〇〇		二三一、七八一、五三		二四二、五〇〇、〇〇	
三〇、六三四、八七		正金銀行ヨリ借入		正金銀行ヨリ借入		正金銀行ヨリ借入		三〇、六三四、八七		正金銀行ヨリ借入	
▲		考		考		考		▲		考	
四、三三八、一二		備		備		備		四、三三八、一二		備	
二、〇五六、五七		備		備		備		二、〇五六、五七		備	

(50)

(49)

大正五年民团事务报告书

(52)

(51)

<p>尋常高等小學校、田川訓導には福岡縣椎田尋常高等小學校、同行橋尋常高等小學校、 福岡縣師範學校附屬小學校、福岡縣女子師範學校附屬小學校、福岡市立高等小學校、 若松市濱町尋常小學校、門司錦町尋常小學校、大分縣中津町南部尋常高等小學校、廣 島高等師範學校附屬小學校、同附屬中學校、廣島市女子高等小學校、同播磨屋町尋常 小學校等各教育狀況を視察し井上訓導は七月三十日田川訓導は八月三十一日歸津し何 れも教育狀況視察報告を爲したり</p> <p>(二) 授業科免除</p> <p>天津小學校生徒四宮茂子(尋常科第二學年)は父病死し母は三兒を伴ひて歸國すること となり同人は當地の知已に扶けられ通學するの憐むべき状態なりしを以て小學校長の 申請に依り學則第三十條の規定に依り本年十一月より授業科を免除せり</p> <p>(ホ) 松村訓導傷痍手當給與</p> <p>昨年十月五日天津小學校秋季運動會の際右手關節部を負傷せる松村訓導に對し行政委 員會の決議に依り傷痍手當として銀參百零四弗參拾仙(大正四年十月五日より大正五 年三月三十一日迄百七十九日分一日一弗七十仙の割)を給與せり</p> <p>(ホ) 小學校職員研究會と講會</p> <p>本年中に於ける職員教育學術研究會として左の通り授業術研究會七回及研究報告會六 回開會せり又例年の通り本年三月十一日學藝會一回、十一月十八日父兄會を兼ね學藝 會一回並に五月五日十月八日春秋二季運動會を開催せり</p>	<p>(52)</p>
<p>一月二十四日 運常二學年手工科批評授業</p> <p>二月七日 運常五年讀方科批評授業</p> <p>全十九日 運常一年算術科批評授業</p> <p>十二月二日 運常五年理科批評授業</p> <p>全六日 運常四年算術科批評授業</p> <p>全十一日 運常三年修身科批評授業</p> <p>全十九日 運常二學年讀方科批評授業</p> <p>一月二十九日 運常五年理科書に就き研究報告</p> <p>二月五日 圖畫科教授法に就き研究報告</p> <p>全十五日 最近教育界の二大思潮に就き研究報告</p> <p>二十二日 モシラツソリーの教育と其應用に就き研究報告田川訓導</p> <p>二十六日 學校体操要義に就き研究報告</p>	<p>正村訓導</p> <p>本田訓導</p> <p>津村訓導</p> <p>本田訓導</p> <p>田川訓導</p> <p>正村訓導</p> <p>津村訓導</p> <p>鈴木校長</p> <p>津村訓導</p> <p>正村訓導</p>
<p>全三月四日 人格的教育學思潮に就き研究報告</p> <p>全六日 本田訓導</p>	<p>井上訓導</p>
<p>全三月六日 一、ミ、ヅク剥製</p> <p>寄附</p>	<p>正村訓導</p>

天津小學校生徒の眼疾治療は毎週三回づゝ同校治療室に於て行ひ來りしも更に治療上便宜を圖る爲め本年十一月より其立醫院に於て治療を施すことをせり而して本年末に於ける眼疾患者中トラホーム十名、滌泡性結膜炎三名、紅彩炎一名、角膜翳三名其他眼臉綠炎等にして之を昨年末トラホーム患者數に比すれば二十名の減少を見るに至れり又四月四日生徒一同に對し種痘を施行し且つ身體検査は例年の通り春秋二季に執行せり

(リ)卒業生及生徒數
本年三月二十六日天津小學校第十二回卒業及修業証書授與式を行ひ高等科卒業生十一
名尋常科卒業生二十六名にして修業生は高等科十四名、尋常科百六十七名なり而して
本年中に於ける入退學生徒數は入學生九十二名、退學生六十五名十二月末現在生徒數
は二百四十六名にして之を昨年末に比すれば二十五名の增加なり
又本年中に於ける生徒出席席歩合は百人に對する九十三人二分八厘一毫にして昨年の出
席歩合九十五人九分六厘七毫に比して二人六分八厘六毫の減少なり此れ主に感冒、麻
疹等に罹り欠席者多數ありしに因る
左に十二月末現在生徒數及學年別を掲げ參考に資す

	四學年	(男)一七	五學年	(男)一五	六學年	(男)一六
	高	女二〇	高	女一五	高	女一六
	等	科	等	科	等	科
本年中天津小學校職員中異動なし現在員左の如し	一學年	(男)一〇	二學年	(男)七八九名	三學年	(男)二六
訓導兼校長	女	職員	女	四八	女	二六
訓導	全	全	全	全	全	全
(イ)評議員の増加	日本圖書館					
本年二月二十一日圖書館規則改正の結果評議員三名を五名に増員し左の諸氏に囑託せ	鈴木傳一郎	井上米二	田寅之	川幸助	松豊吉	田幸助
	ヤ	ス	ヤ	ス	ヤ	ス

（イ）評議員の増加
本年二月二十一日圖書館規則改正の結果評議員三名を五名に増員し左の諸氏に嘱託せ

(三) 秋山街下水溝擴張費の負担

秋山街佛租界側下水溝(榮街より芙蓉街間)は佛租界より多量の雨水流れ入り氾濫の虞あるを以て佛工部局に交渉の上左記條件の許に該下水溝を擴張することに決し且つ工事も同工部局に於て行ふべく交渉經り本年五月一日より工事に着手し同十五日終了せりを以て總工費銀貳千弗の四分の一額銀五百弗を本民團より支出せり

一、秋山街現在の下水溝擴張は佛租界局が其工事に要する費用の四分の一を負担するること

二、該下水溝は同じ崗台を以て保持すること

但し前述の擴張工事及保持は佛租界局に於て行ひ佛租界局は豫め日本租界局の負担となるべき費用の大体額を通知すること

(四) 水道共用拴用メートル變更

從來使用の水道共用拴用メートルは屢々破損を生じ計量上不便からざるを以て地下メートルに變更することとし右工事費一ヶ所銀百六十四元にて天津濟安自来水公司に請負方を命じ本年五月一日より工事に着手し同三十日竣成せるを以て翌六月一日より該地下メートルに依り給水を開始せり

(五) 道路埋立工事

租界内松島街通り外務省地界側に家屋新築せられ交通上不便なるを以て道路長百四十尺幅三十尺高二尺五寸の埋立を爲すこととし右埋立費銀百二十六弗にて支那人何慶成に請負方を命じ本年一月二十七日より着手し三月下旬終了せり

(六) 下水溝延長と修繕

福島街發電所前角より南側舊旭鐵工廠前に至る下水延長(八百二十五尺)工事は公入札の結果銀貳千百五十弗にて村津市之助に落札せるを以て全人に請負方を命じ本年六月六日より工事に着手し今三十日竣成し全街芙蓉街通り角より發電所前角に至る長二百十一尺の下水延長工事を銀三百零四弗八十四仙にて支那人春德厚に命じ五月一日より工事に着手し全二十二十五日竣工せり又旭街北部の雨水范瀘を防ぐ目的を以て橋立街(旭街より山口街白河迄片側に木橋長九百三十尺の仮排水溝を新設することとし右費用銀九百七十五弗にて宮島與作に請負はしめ六月六日より工事に着手し七月二十七日竣成せり尚宮島街、松島街、秋山街等の雨水排水工事を銀貳百拾弗にて村津市之助に請負はしめ六月二十九日より工事に着手し全三十日竣成し其他租界内各街下水溝修繕は豫算の範圍内に於て例年の通り兩季前後に修繕を爲したり

(七) 撤水區域の擴張

租界内花園街以西道路延長と新道路開通の爲め撤水區域擴張の必要を認め從來撤水馬車六台なりしを更に壹台増加し撤水請負額も二百三十弗なりしを二百六十八弗に増額し本年六月一日より各街擴張區域内に撤水せしめたり

(八) 道路の補修

本年中に於ける租界内各街道の補修工事は例年の通り三月二十五日より開始し十二月十六日修了せり尙本年は雨水排水工事に要せし費用専らさりし爲め豫定の大修繕を行ふ能はざりしを以て補修工事は各街共二回乃至三回修繕を行ひたり

(九) 街樹の補植

本年四月九日より同十五日迄の間に各街に補植せし樹木數は二百四十九本にして内旭街百二十九本、壽街一本、榮街三十本、花園街三十二本、秋山街二十九本、松島街五本宮島街九本、福島街四本なり

(一〇) 大和公園

近年大和公園に多數の支那人入込み取締上非常に困難なるを以て相當制限を爲すの必要を認め支那官憲其他知名の者は租界局より一定の入園券を交付し一般入園の支那人に對しては毎日午後六時を限り入園を許可せざる事とし公園地價下條件に基き本年七月四日總領事の許可を得翌五日より實施したるに取締上頗る好結果を得たり尙園内取締として夏季中臨時日本人一名を雇入れ取締を爲し居たるも本年よりは二名の支那人を園丁として雇入れ取締を爲しまし居れり

(ロ) 公會堂前庭の築造

公會堂前庭は豫算の都合上築造を見合せ居たるも本年四月より愈築造に着手し各種樹木、草花及芝生等を植付けたるに園内に風致を添へるに至れり
本年は公會堂前庭に新に植付けたる樹木の外園内各所に例年の通り各種樹木を補植し且つ從來栽培せざる新草花を植付けたり

(一) 衛生部

(二) 傷病患者

本年中に於ける傳染病患者數は總數五十五名(内本邦人四十三名支那人十二名)にして民團創立以來の大流行を來せり之れを昨年の患者數に比すれば四十名の多さに達せり左に之れを略説すれば二月二十九日開口に天然痘患者(本邦人)一名發生せりを始めこそ三月には猩紅熱患者八名(内本邦人四名、支那人四名)胸窒扶斯患者一名(本邦人)因月中に猩紅熱患者三名(内本邦人二名、支那人一名)天然痘患者一名(本邦人)五月中に猩紅熱患者三名(内本邦人二名、支那人二名)六月中に猩紅熱患者八名(内本邦人五名、支那人三名)天然痘患者五名(内本邦人三名、支那人二名)七月中に猩紅熱患者二名(支那人二名)天然痘患者二名、八月中に胸窒扶斯患者六名(本邦人)赤痢患者二名(本邦人)九月中に猩紅熱患者二名(支那人)天然痘患者三名(支那人)十月中に胸窒扶斯患者一名(本邦人)赤痢患者一名(本邦人)十一月中に胸窒扶斯患者二名(本邦人)巴拉チブス患者一名(本邦人)十二月中に猩紅熱患者二名(本邦人)を出したり今年中

に於ける患者の轉歸を擇くれば左表の如し

去る大正三年二月以來閉鎖中なりし傳染病室は前項の如く多數の猩紅熱患者發生せる爲め本年三月三日初發以來三度開設するに至りて而して該傳染病室に收容せる患者は何れも本邦人ににして一名死亡せる外他は経過良好にして悉く全治退院し尙十二月一日收容せる患者は経過良好なるも本年未迄には退院の運びに至らざりき左に本年中傳染病室に收容せる猩紅熱患者の收容期間並に轉歸を掲げ参考に資す

61)

三月四日二十八日間男七歲治癒

(64)

(63)

一、猩紅熱と云ふ病氣は初め咽頭が赤く腫れ痛みを起し熱高く上りて全身倦怠を覺ゆ次第に咽が腫れ狹まりて喉頻りに出づ次て顔面、頸部、胸の部分に紅き細かき發疹を見る此の發疹は病の質に依りて身体の一部に止まるあり全身に發するあり(父病中少しあり此の發疹を見ざるものあり)病の終りには熱降り咽頭の症狀を薄らきて皮膚は追々と片々に落屑す。

二、猩紅熱は一種の微菌にて起る病なるか其の病者の呼吸に接しても皮膚に觸れても感染し大小便、唾等よりも傳染するものにして最も恐るべき空氣傳染なりと思はるゝ病故に他の傳染病を防ぐよりは頗る困難なり子供は最も罹り易く、大人にても感冒の氣味ある時、咽頭に病ある時は他の健康の人よりは傳染し易きことを忘るべからず。

三、猩紅熱の傳染を防ぐには此の病者に接近せることは勿論、其家に往來すべからず、咽頭亦く腫れ熱出づる時、感冒の氣味にて咳嗽のある時杯は即刻醫師の診察を受くべし治療の時遅るれば自身も生命を失ふべく家族も全滅の不幸を蒙ることあるべし。

四、家に猩紅熱者は少しにても之に延はしき病者あれば醫師の診察を受くと共に醫師の注意を持つまでもなく病者は他の場所、隔離して全家の消毒、家人健康診察等を其筋に願ひ出づる程の注意をなからざるべからず、かくまで注意周到なれば如何に猛烈なる傳染病も恐るゝことなく各自の職に安んじ得べし。

又左に既往五ヶ年間に於ける傳染病患者一覽表を掲げて参考に資
至大正五年五ヶ年間に於ける傳染病患者一覽表

)

65)

本年中に於ける租界内潔清法は例年の如く春秋二季に施行せり而して春季は五月一日より同日迄十日間秋季は十月二日より十三日迄十二日間前年通り施行区域を二分し其都度告示を以て施行日割を一般居住者に示し且つ施行心得書を各戸に配布し施行したるに頗る好成績を得たり

(四) 痘の施行

從來種痘は毎年四五月の候に於て施行し來りしが本年は支那街に於て天然痘流行し蔓延の兆ありしを以て豫防上施行期日を繰上げ三月二十二日より同二十五日迄四日間公會堂に於て本邦人の種痘を行ひ又支那人に對しては四月十七日より同二十一日迄五日間天安里德義樓迫潔局同慶茶園共立學校等へ便宜出張施行せり今其種痘人員を掲ぐれば左の如し

十九頭を捕殺し之れを昨年に比すれば三百五十七頭の多きを示せり

(六) 傳染病室の改修

本年傳染病流行の兆ありしを以て現在の傳染病室内部の構造に多少改修を加へ萬一に備ふるの必要を認め本年五月月中旬銀參百五拾弗を投し病室間仕切其他隔離室事務室の變更及ベンキ塗替等夫々改修を加へたり

昨年天津濟安自水公司と本民團との間に締結せる水道給水契約に據り本年十月五日全
公司より其立醫院に依頼し検査を爲したる水道水細菌検査の成蹟を掲ぐれば左の如し
大正五年十月三日検査

認の本年五月月中旬鉛參、
替等夫々改修を加へた
(七) 水道水の検査
水公司と本民團との間
院に依頼し検査を爲し
大正五年十月三日検査
水中細菌數を試す

採水時間	二、池水 三、淨水 四、日水	二、河水 三、河淨水 四、河水
午前九時三十分	(自淨池の最終部に於ける水) (濾過直後貯水池に於ける井水)	(水道水門の入口前の河水即源水) (日本租界軍病院水道拴水)
全九時四十五分		
全九時五十六分		

十九頭を捕殺し之れを昨年に比すれば三百五十七頭の多きを示せり
(六) 傳染病室の改修

支那人	五百二十人
計	一千一百九十六人
(五) 野犬捕殺	六百七十六人

(六) 傳染病室の改修
十九頭を捕殺し之れを昨年に比すれば三百五十七頭の多さを示せり
本年傳染病流行の兆ありしを以て現在の傳染病室内部の構造に多少

十九頭を捕殺し之れを昨年に比すれば三百五十七頭の多さを示せり
(六) 傳染病室の改修
本年傳染病流行の兆ありしを以て現在の傳染病室内部の構造に多少改修を加へ萬一に備ふるの必要を認め本年五月月中旬銀參百五拾弔を投し病室間仕切其他隔離室事務室の變更及ベニキ塗替等夫々改修を加へたり
(七) 水道水の検査
昨年天津濟安自水公司と本民團との間に締結せる水道給水契約に據り本年十月五日全 公司より其立醫院に依頼し検査を爲したる水道水細菌検査の成績を掲ぐれは左の如し 大正五年十月三日検査
左の四ヶ所の水中細菌數を試す
一、河水 (水道水門の入口前の河水即源水) (自淨池の最終部に於ける水)
二、池水 (瀘渦直後貯水池に於ける井水) (日本租界軍病院水道捨水)
三、淨水 (日本租界軍病院水道捨水)
四、日水
採水時間 河 池 水 水 淨 水 水 全 午前九時三十分 全 九時四十五分 全 九時五十六分

備ふるの必要を認め本年五月月中旬銀參百五拾弗を投し病室間仕切其他隔離室事務室の 變更及ベニキ塗替等夫々改修を加へたり
(七) 水道水の検査。
昨年天津濟安自水公司と本民團との間に締結せる水道給水契約に據り本年十月五日全 公司より其立醫院に依頼し検査を爲したる水道水細菌検査の成蹟を掲ぐれば左の如し 大正五年十月三日検査
左の四ヶ所の水中細菌數を試す
一、河水 (水道水門の入口前の河水即源水) (自淨池の最終部に於ける水)
二、池水 (瀘過直後貯水池に於ける井水)
三、淨水 (日本租界軍病院水道捨水)
四、日水 (日本租界軍病院水道捨水)
採水時間 午前九時三十分 全九時四十五分 全九時五十六分

備ふるの必要を認め本年五月月中旬銀參百五拾弗を投し病室間仕切其他隔離室事務室の 變更及ベニキ塗替等夫々改修を加へたり
(七) 水道水の検査。
昨年天津濟安自水公司と本民團との間に締結せる水道給水契約に據り本年十月五日全 公司より其立醫院に依頼し検査を爲したる水道水細菌検査の成蹟を掲ぐれば左の如し 大正五年十月三日検査
左の四ヶ所の水中細菌數を試す
一、河水 (水道水門の入口前の河水即源水) (自淨池の最終部に於ける水)
二、池水 (瀘過直後貯水池に於ける井水) (日本租界軍病院水道捨水)
三、淨水
四、日水
採水時間
午前九時三十分
全九時四十五分
全九時五十六分
河 池 水 水 淨 水

21

附錄		(69)	
天津居留民團財產明細書 （大正五年十二月現存）	行政委員會議長 鈴木敬親	大正六年二月 以 上	明治四十五年（大正元年）
資產の部	天津居留民團		二三、九二三、六一〇瓦魯
（借方）			三一、〇〇三、九二〇瓦魯
銀六千零參拾六弗貳拾貳仙也			三八、一九五、九四〇瓦魯
土 地			三三、六二四、七八六瓦魯
銀貳千八百六拾參弗六拾仙五厘	共同墓地		三七、七五九、四六〇瓦魯
銀壹千參百七拾貳弗六拾壹仙五厘	小學校敷地	（五、七三、九三一坪）	
銀壹千八百弗	舊本願寺布教所敷地	（一、六七四、三二同坪）	
一銀拾四萬參千貳百六十四弗零四仙也	建 物	（五九八、四〇同坪）	
天津小學校々舍及宿舍（二五七、八二一坪）			
銀壹万七千五百七拾七弗八拾壹仙			
銀參千壹百九拾八弗六拾八仙			
銀貳千壹百五拾五弗			
銀貳千壹百五拾五弗			
同上屋内体操場			
（四五、〇〇〇）			

銀七百九拾壹弗六拾仙	傳染病室附屬舍及 病理研究所	(二〇、二八〇)
銀七百拾貳弗零九仙	消防器具置場	(一七〇六〇)
銀參百貳拾弗	スチームローラー置場	(一五〇〇〇)
銀八千九百五拾弗	大和公園門牌及附屬建物	機 橋
銀四千壹百四拾八弗	伊集院紀念音樂堂	污水渠却場
銀五千七百參拾五弗	菜 市 場	墓地門扉及周圍煉瓦塀
銀參千壹百貳拾八弗八拾六仙	全上正門	民團事務所公會堂圖 (四八五、坪三七〇)
銀壹千弗	公團係員其他宿舍	民團俱樂部附屬家屋 附屬家屋 (二三九、二三八)
銀九百五拾九弗	水 道	口徑六吋鐵管 (四、三〇〇、〇〇)
銀七萬零壹百貳拾四弗八拾四仙	民團事務所附屬倉庫	口徑四吋鐵管 (一四、二九〇、〇〇)
銀壹萬四千四百弗	口徑二吋鐵管	(三、六一六、〇〇)
銀五千貳百六拾參弗拾六仙	口徑一吋半鐵管	(一五四、〇〇)
銀九百八拾弗	口徑四分之三吋鐵管	(二八七、七二)
銀貳千叁百貳拾弗	附 屬 品	(七七六点)
銀參千八百拾貳弗九拾四仙	內 譯	(七三〇点)
銀參千八百拾貳弗九拾七弗	一 銀 五 萬 六 千 四 百 四 拾 弗 六 拾 貳 仙 也	(五八点)
銀參萬壹千貳百四拾四弗七拾八仙	事 務 所 備 品	(五七〇点)
銀參百九拾參弗六拾七仙	會 議 室 備 品	(五七点)
銀壹萬四千六百九拾七弗四拾仙	土 木 器 具	(二三〇点)
銀千零五弗六拾六仙	水 道 器 具	(三一点)
銀六千壹百零貳弗四拾五仙	小 學 校 備 品	(三、六〇九点)
銀六百貳拾七弗	衛 生 器 具	(五八点)
銀參千八百拾貳弗九拾四仙	巡 捕 貨 物 品	(五七〇点)

